教職員心得〈校内ルール〉

令和 6 年 4 月 久米南町立久米南中学校

1 生徒への指導・相談等について

- (1)いかなる場合も体罰は厳禁とする。
- (2)生徒の人権に配慮し、呼称は「さん」付けを基本とする。
- (3)個別指導・個別相談は、目的や場所をあらかじめ管理職等に報告した上で行う。
- (4)個別指導・個別相談は、原則として複数の教職員で対応する。
- (5)生徒指導上の問題行動には、毅然とした対応をする。

2 情報管理について

- (1)個人情報に関わる書類やデータは、原則として校外への持ち出しを禁止する。
- (2)個人用USBの使用は禁止し、必要な場合は許可を得て学校用USBを使用する。
- (3)机上は常に整理整頓し、個人情報に関わる書類やデータ媒体を放置しない。
- (4)やむを得ず個人情報を持ち出す必要がある場合は、所定の手続きを踏む。
- (5)生徒・保護者と職員個人とのメールアドレス・携帯番号等の交換は禁止する。
- (6)職員・生徒・保護者に関する情報をSNSにアップすることは禁止する。
- (7)個人のスマホ(携帯電話)を校内で持ち歩かないこと。

3 現金及び施設管理について

- (1)現金を取り扱う場合は細心の注意を払い、定められた金庫に保管する。
- (2)会計事務は必ず複数の教職員で行い、適正な通帳管理を行う。
- (3)部室や教室は整理整頓し、担当職員が責任をもって管理する。
- (4)部室や教室等の施錠・開錠は職員が行う。鍵は必ず返却すること。

4 教職員による生徒の輸送について

- (1)原則として、職員の自家用車による生徒の輸送は禁止する。
- (2)緊急時やむを得ず輸送する場合は、保護者の承諾を得た上でタクシーを手配する。

5 教育活動の充実について

(1)人間性や創造性を高めるため、職員自らの学びの時間や社会生活の時間を確保し、生徒に対して効果的な教育活動ができるようにする。